

(仮称) 米沢市立南西中学校施設整備基本計画 (案) 概要版

1 計画の目的及び整備計画

本計画は、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画（平成30年3月改定）及び米沢市学校施設長寿命化計画（令和3年7月策定）に基づき、米沢市立第二中学校及び米沢市立第三中学校を統合し、令和8年4月に（仮称）米沢市立南西中学校として開校するため、校舎及び屋内運動場を建て替えるほか、グラウンドや外構等を整備することを目的として策定します。

建設地は、現在の米沢市立第二中学校の敷地とし、既存建物を使用しながら建て替えることを原則に、敷地条件や周辺環境に配慮しながら、生徒及び学校関係者が安全・安心に学校生活を過ごすことができる整備計画とします。

2 コンセプト

I. 小中一貫教育を推進し、質の高い教育環境を実現

- ①より専門的な知識や技能習得が可能な施設
- ②学年のまとまりや特別支援学級の効果的な配置を重視した環境の確保
- ③ICT（情報通信技術）を積極的に取り入れた環境整備
- ④障がいのある者となない者が共に学ぶインクルーシブな教育環境

II. 健やかな心身を育む施設

- ①校内やグラウンドを見通せる管理のしやすい施設
- ②生徒同士、生徒と教職員が交流できる場を校内随所に持つ施設
- ③利用しやすい相談環境を整備し、生徒の生活をサポートできる施設
- ④自然光や風を取り込む明るく快適な空間づくりと環境負荷低減に配慮した施設

III. 地域と共に歩む学校

- ①地域に根差した学校
- ②地域の防災拠点としての機能を有する学校

3 敷地概要

建設地：米沢市林泉寺二丁目2番5号

敷地面積：33,048.32 m²

用途地域：①第一種低層住居専用地域

②第一種住居地

建蔽率：①50% ②60%

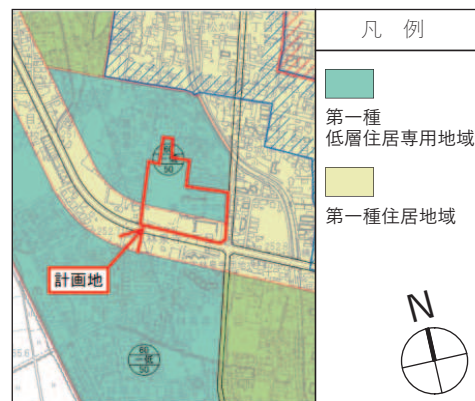
容積率：①60% ②200%

高さ制限：①10m ②－

接道道路：南側 20m（県道：米沢環状線）

：西側 6m（市道）

：東側 6m（市道）



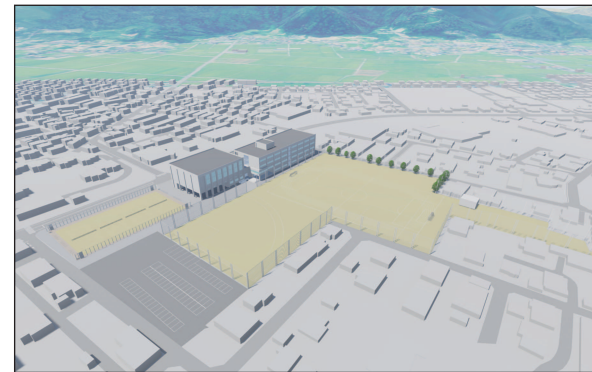
資料：米沢市都市計画図

4 検討の経過

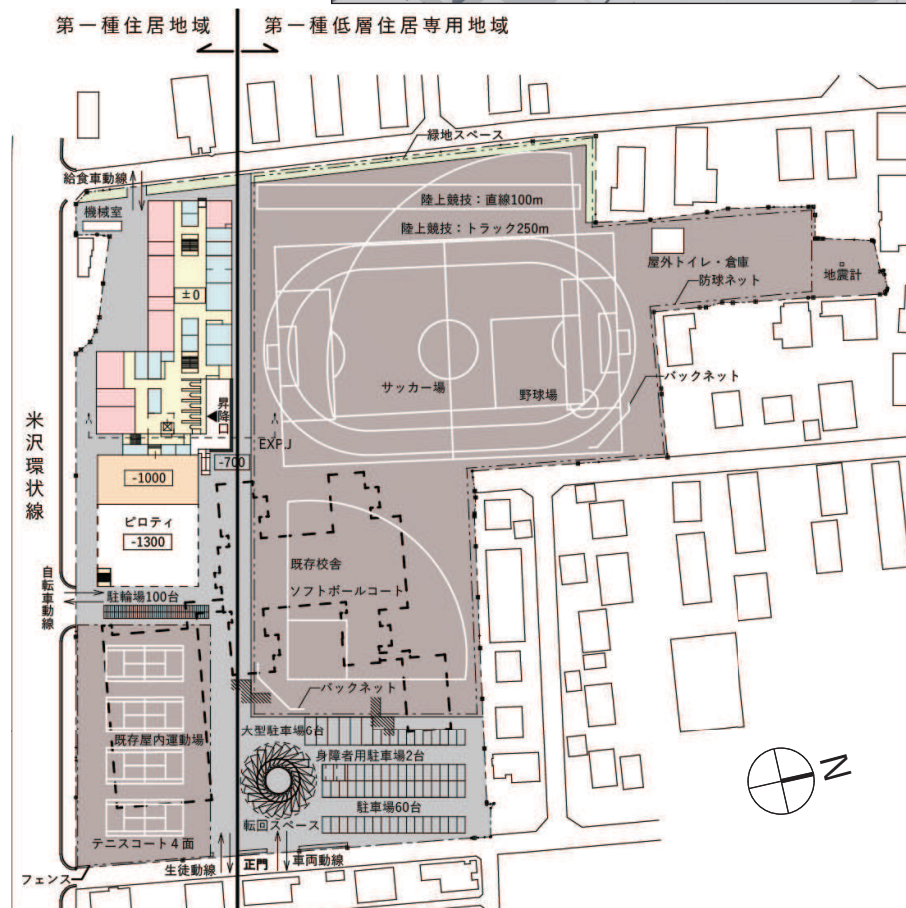
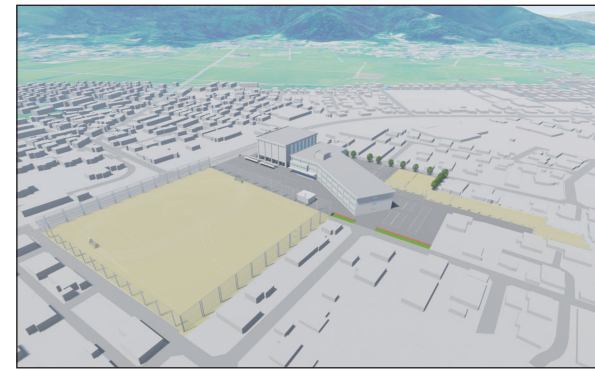
本計画では、次に示す **A 案**（校舎及び屋内運動場を第一種住居地域内に配置したプラン）を基本に、**B 案**（校舎を第一種低層住居専用地域内に配置したプラン）の2つのプランの検討を進めてきました。

これは、出来るだけ生徒の良好な学習環境を確保するため、既存建物を使用しながら建て替えていく整備計画に加え、敷地の過半を建築物の高さ規制が厳しい第一種低層住居専用地域（原則 10m以下）が占める等の条件のもと、建築物、グラウンド及び外構等を有効に配置していくことが重要な要素と考えたものです。

A 案



B 案



5 検討の整理

新校舎の学習環境について

既存校舎では、交通量の多い米沢環状線から教室までの距離が45m程度確保されていることに対し、A案では、その距離が15m程度と近接してしまい、騒音や建物内外からの視線などから、学習環境が一定程度損なわれる恐れがあります。一方、B案は、建築基準法第55条第3項第二号による許可が必要ではありますが、校舎棟を第一種低層住居専用地域内に配置することで、A案の課題であった米沢環状線からの距離を50m程度確保することが可能となり、既存校舎以上の良好な学習環境を確保することができます。

工事中の学習環境について

既存校舎の南側には、普通教室と特別教室がありますが、A案の場合、既存校舎との離れを5m程度しか確保することができず、工事中の騒音、振動等による学習環境への影響が懸念されます。一方、B案では、既存校舎からの離れを十分確保することができ、安全性を始め、騒音、振動等による学習環境への影響を大幅に軽減できると考えられます。

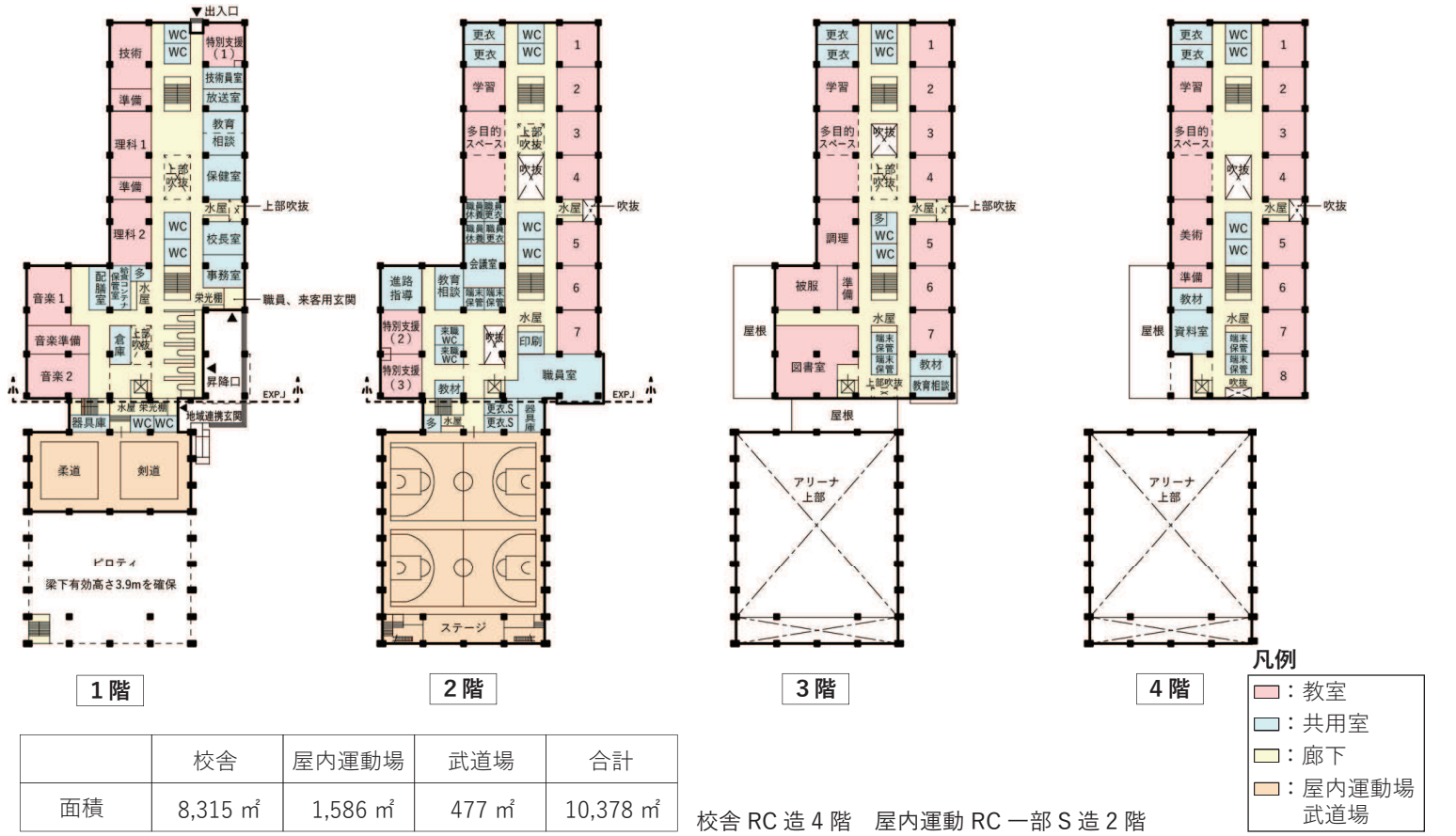
グラウンド等の利活用について

敷地は、既存建物が立つ東側に比べ、西側グラウンド面が1m程度低く高低差があること、また、不整形な形状でもあることから部活動や体育等の授業に必要な各種コートの望ましい配置等が難しくなります。このような条件の中、A案は、校舎等がグラウンドへの日照を遮る形となり、春先の融雪が遅れ、グラウンドの利用に影響を及ぼす恐れがあります。一方、B案は、グラウンドを東南側に配置することにより、融雪時期の問題を解消することができるほか、グラウンドゾーンと車両が行き来する外構ゾーンを明確に区分することができるため、安全性を確保することができます。

6 平面計画

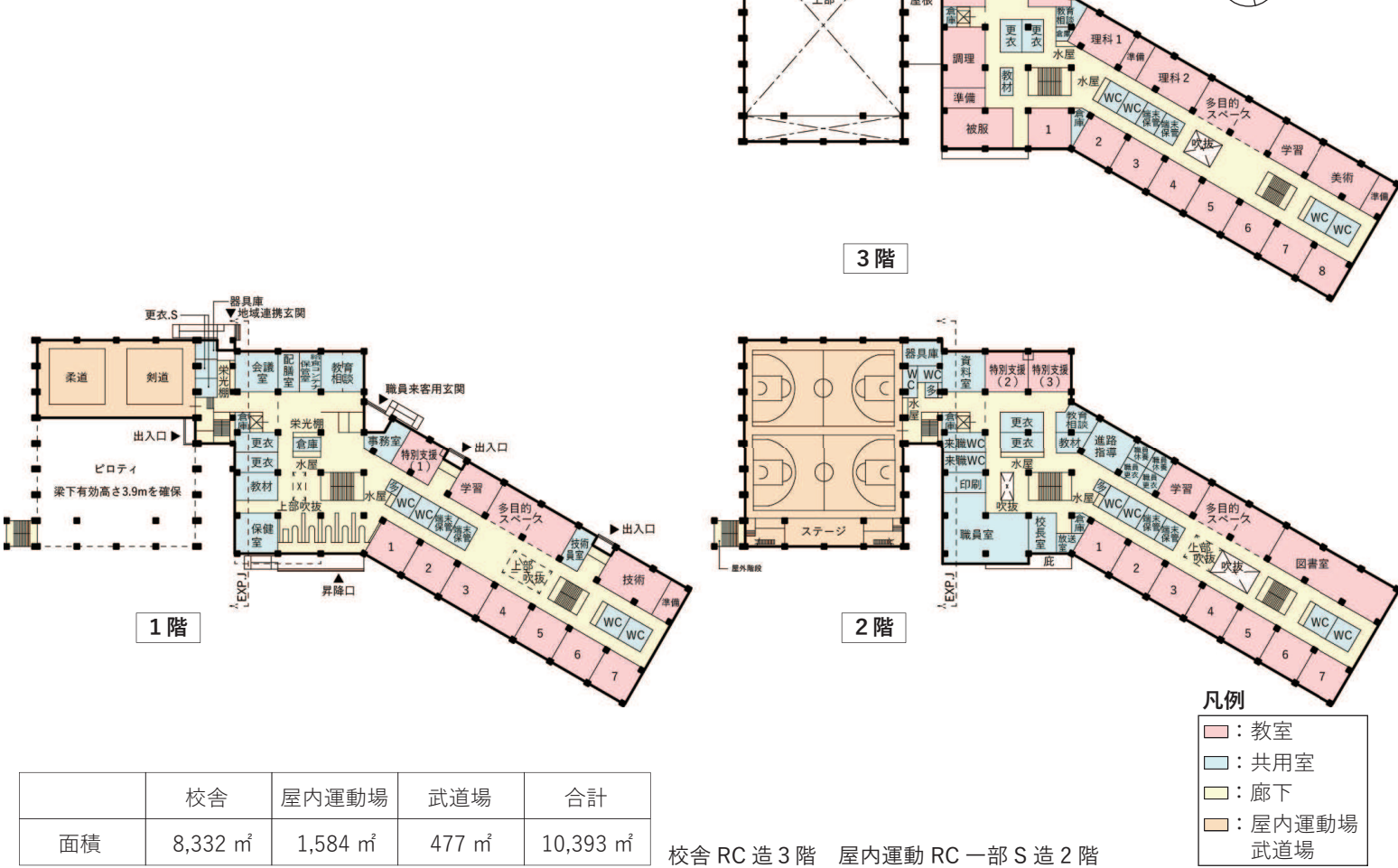
A 案

- 既存建物と重ならない様、第一種住居地域内に校舎、屋内運動場を配置する案
- 米沢環状線からの騒音に配慮し、普通教室を北面に配置

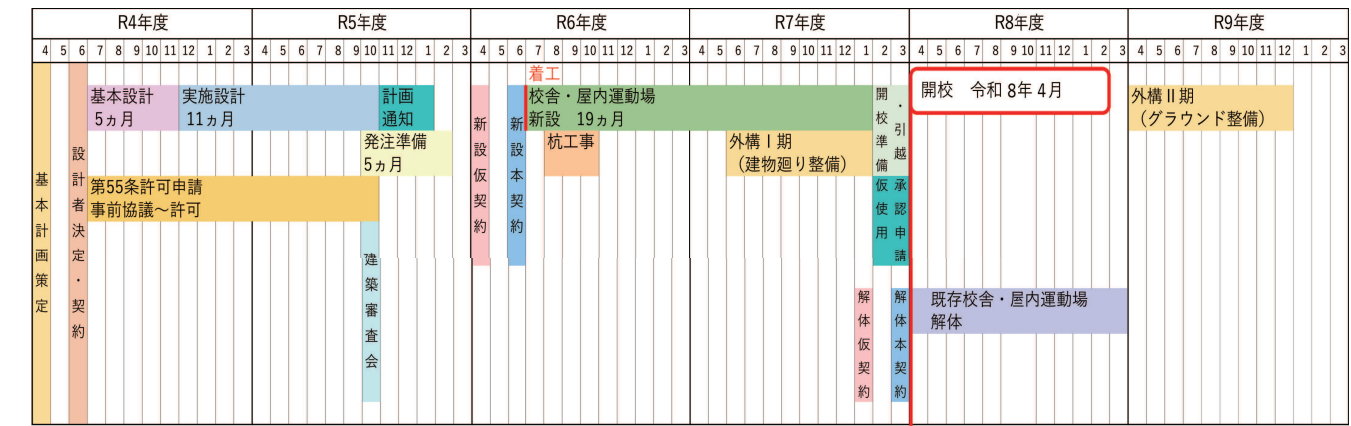


B 案

- 校舎を第一種低層住居専用地域に配置する案
- 普通教室を南東面に配置



7 整備スケジュール



※A 案の場合、第 55 条許可申請は不要となります。

8 概算事業費

校舎・屋内運動場建築工事（付帯施設含む）	4, 4 7 5, 0 0 0 千円
解体工事	2 8 7, 8 0 0 千円
外構工事	7 2 3, 6 0 0 千円
その他設計委託費等	3 1 3, 6 0 0 千円
合 計	5, 8 0 0, 0 0 0 千円（税込）

※工事費については、基本計画段階における概算として算出したもので、急激な物価上昇等による工事費用は見込まれていません。

9 今後の計画推進に向けて

これまでの検討内容を踏まえると、A 案に対し、B 案の方が工事中及び新校舎での良好な学習環境が確保されること、また、グラウンドや外構等についても機能的で安全性が高いことから、B 案を基本に計画していくことが望ましいと考えます。

ただし、B 案は建築基準法第 5 5 条第 3 項第二号による許可を要することから、周辺環境に配慮するとともに、関係機関との協議を継続していく必要があります。

なお、本計画は、条件を洗い出し、施設規模・概算工事費等を決定することを目的として策定したものであり、今後の設計業務において、配置・平面計画等の検討を行っていきます。

（参考）建築基準法第 5 5 条第 3 項第二号による許可について—

都市計画法により定められた第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住環境を守るため、1 3 種類ある用途地域の中でも最も厳しい規制がかけられており、特に建築物の高さに関する規制については、原則 1 0 m を超えてはならないと制限している。ただし、建築基準法第 5 5 条第 3 項第二号は、学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁（山形県知事）が許可したものについては、この規制を適用しないとしている。